

石垣島における琉球近世瓦の分類

～琉球近世瓦の研究～

石井 龍太

要旨 琉球王国が主に近世期に生産し消費した琉球近世瓦、そのうち石垣島で生産、消費されたものを集成し分類するのが本稿の目的である。

先ず呼称や分類について一定の方式を提案したい。琉球近世瓦については筆者のものを含め既に幾つか論考があるが、本稿では昨年度に筆者が示した基準に従い、諸特徴と瓦当紋様に注目して分類を試みた。沖縄本島の琉球近世瓦の瓦当紋様において、その大半のモチーフは牡丹である。そしてこれら牡丹紋様は大まかに五つに分けることが出来る。この分類を適用すると石垣島には牡丹紋様Ⅱと分類した紋様系統が存在し、沖縄本島とは異なる独自の変遷を辿る。各々の系統毎に子房、花弁、さらに軒平瓦に置いては左右に大きく表現される葉を主要素としてその変遷を追い、型式学的分類を試みた。さらに葺き方に関する特徴、流儀に関する特徴を明らかにし、沖縄本島との共通点、相違点に注意しつつ分類を試みた。

はじめに

本稿は一連の研究論文「琉球近世瓦の研究」のうち、「その5」に当る。

沖縄本島南部の遺跡からは近世に位置付けられる莫大な数量の瓦が出土する。しかし瓦が出土するのは本島ばかりではない。宮古諸島、そして八重山諸島においても近世に位置付けられる瓦が出土する。琉球近世期の瓦は琉球王国近世の社会、窯業史を読み解く手がかりを秘めているはずである。

本稿では石垣島出土の琉球近世瓦を扱う。石垣島は、近世琉球王国の南の領域に位置する八重山諸島において瓦の生産・使用の中心にあったと想定され、離島における琉球近世瓦の展開を考える上で極めて重要な意味を持つ。本稿では先ず瓦研究においてしばしばその第一歩に置かれる軒瓦の瓦当紋様を紹介し、さらに諸特徴も合わせて考察し、若干の分類と分析を行うものである。

瓦当紋様の呼称

瓦当紋様の呼称は、ひとつの瓦当範から造られる紋様1種に呼称ひとつが対応するようにつけることとする。石垣島の琉球近世瓦のうち、現時点で軒丸瓦を9種確認した。軒平瓦は6種確認している。判別が困難な小片も多数あり、中には新出の可能性を持つものもあるが、全体の特徴が見えてこないものは検討から除外した。

検討から除外した小破片の存在を考えても、今後も資料の蓄積がなされ、種類は増加するものと予想される。従って呼称の設定にあたっては、今後の資料増加に備えたルールを準備する必要があ

る。既に昨年、琉球近世瓦の瓦当紋様の呼称についてルールを提案した（石井 2006b）が、本稿でもそのルールに従い、瓦当紋様を呼称することとする。すなわち土器の型式名と同様に資料が最初に発見・報告された遺跡名を用いて瓦当紋様の呼称とすることにする。そしてひとつの遺跡で新出の資料が複数存在する場合に備え、遺跡名の後に大文字のアルファベット一文字を加える。出土遺跡が不詳の場合、また碎片での出土のみの場合は、報告された遺跡名の前に「仮称・」とつけ、アルファベットではなく丸で囲った数字を用いる。但し文中では「仮称」は付けず遺跡名から呼称する。何れのアルファベット、数字も前後関係を意味しない。今後発掘の報告があれば、仮称とした資料にも遺跡名を用い同様に呼称を与えていたい。さらに軒丸瓦・軒平瓦で呼称が重複するので、混乱を避けるために軒丸瓦か軒平瓦かは文脈の必要に応じ併記することにする¹⁾。たとえ報告されても、表採あるいは攪乱出土の資料、破損が著しく全体の特徴が伺えない資料は基準として扱わないこととする。この方法では個々の資料の呼称が属するグループについての情報や系統関係の序列から自由になる。勿論呼称に反映されなくとも、琉球近世瓦の瓦当紋様をグループ分け出来ないわけではないと私も考える。しかし今後の資料増加に対応し継続出来る命名法を求めるなら、呼称には瓦当紋様の解釈とはある程度距離を置いた客觀性が必要であると考える。以下は上記の設定に従い瓦当紋様を呼称することにする。

瓦当紋様の紹介と分類

琉球近世瓦の紋様は、殆ど全てが植物、特に花を図案化しているのは先学の認めるところである。私も同様の考えを持つが、モチーフになる植物の具体的な種類が何かは、研究者によって見解の相違が在った。すでに昨年述べた（石井 2006b）が、筆者は牡丹を琉球近世瓦の瓦当紋様の主流であると考える。そして一言に牡丹紋様といつてもその種類は実に豊富で、琉球近世瓦においても牡丹をモチーフにしたと考えられる紋様系統が複数存在している。

筆者は昨年、琉球近世瓦に使用された牡丹紋様を 5 種類に分け各々に便宜的な番号（I～V）を付けた（石井 2006b）が、本稿で扱う石垣島の資料には牡丹紋様 II とそこから派生した紋様のみが確認されている。但し諸点で一致するわけではなく、例えば沖縄本島で確認される軒丸瓦の瓦当紋様は周囲を珠文が巡るもののが一般的だが、本稿で扱う石垣島の資料の内、珠紋が確認されるのは軒丸瓦藏元 A のみである。また花弁の間に蔓が配置されるものが沖縄本島の資料には多くあったが、本稿で扱う石垣島の資料には蔓が配置されるものは無い。沖縄本島の資料に比べ、諸点で省略の傾向にあり、変化することはあっても紋様に増加される要素は無いといってよいだろう。そしてすでに沖縄本島において、花弁の変形・省略に子房の変形・省略が重なり、軒丸瓦内間御殿 A、軒平瓦木曳門 B 以降は花としての意識すらなくなっているものと考えられる。本稿で扱う石垣島の資料のうち、軒丸瓦藏元 A や軒平瓦藏元 A などは必ずしも花としての意識が無くなるところまで変容してはいないと考えられるが、それ以外の瓦当紋様は沖縄本島とは異なる変容を遂げた独自の幾何学的

石垣島における琉球近世瓦の分類

な紋様である。

以下瓦当紋様を、子房、花弁を主たる要素として、さらに葉、茎の形態を手掛かりに分類を試みた。花として意識されていないと考えられる紋様も、花としての各部位の名残は見られるため、変容の進んだ各部位を指すものとして子房、花弁、雌しべなど同一の項目を続けて用いる。

軒丸瓦

<牡丹紋様Ⅱ>（図1）

本稿で扱う石垣島の軒丸瓦は、何れも一見して何をモチーフにした瓦当紋様なのか判然としないが、沖縄本島における軒丸瓦の牡丹紋様を上下逆転させたものだと考えられる。逆転の意味するところは今のところ不明である。但し軒丸瓦藏元Aの中には沖縄本島と同じ向きに接合された資料も見られる。誤って接合したもの或いは軒先にではなく屋根の別の部位に用いるため意図的に逆に接合されたものとも考えられるが、当初から牡丹紋様を逆転して石垣島に持ち込まれたのかどうか検討の余地もあるものと考えられる。

藏元A・・・現在確認される石垣島の資料のうち、唯一珠文が表現される。また拓本で紹介した資料は沖縄本島の牡丹紋様Ⅱと上下同じ方向に丸瓦と接合されている。

子房：丸で表現され、中に格子目が入る。

花弁：三対表現され、何れも先端が二叉になる。萼は表現されない。子房の下には何かしらの紋様要素が配されると考えられるが、現時点では資料が少なく判然としない。

雌しべ：子房から長く、直線的に伸びる。付け根から二本に分かれて表現されるのは特徴的である。

黒石川A

子房：上底、下底が湾曲する台形状を呈し、格子目は縦の直線に置き換わる。こうした紋様要素は沖縄本島では見られない。

花弁：藏元Aと同様だが、最も大きな一对は左右へ屈曲する。瓢箪形の紋様が子房の上に配置される。

雌しべ：二対が一対ずつ上下に重なって伸び、根元は結合する。黒石川Aだけの特徴である。

黒石川B

子房：黒石川Aと同様だが、形状は曲線が用いられず完全な台形となり、表現がより幾何学的となる。

花弁：黒石川Aと同様。

雌しべ：子房から伸びる直線から、さらに細めの二対の曲線が枝分かれする。

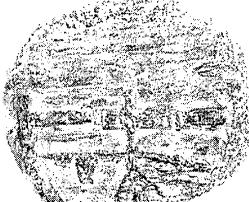
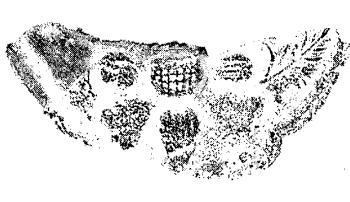
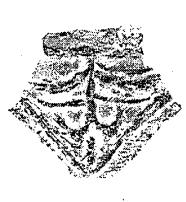
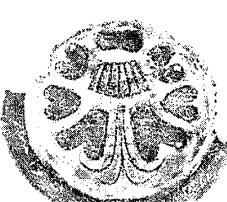
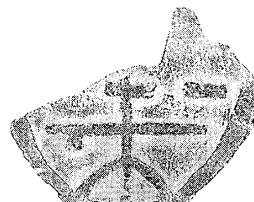
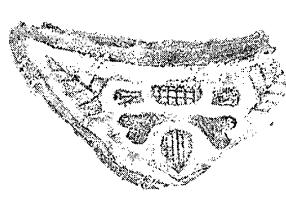
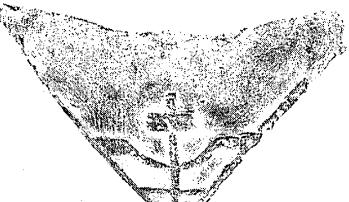
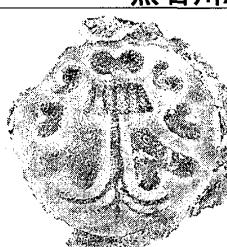
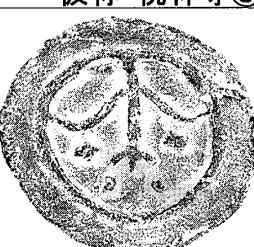
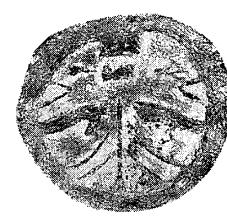
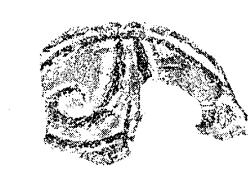
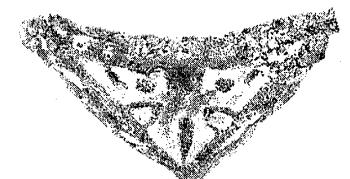
			
Zōon A	Fukan-chō (1)	Zōon A	Zōon C
			
Kuroshiro A	Fukan-chō (3)	Kuroshiro A	Kuroshiro B
			
Kuroshiro B	Fukan-chō (4)	Zōon B	
			
Fukan-chō (1)	Zōon B	Fukan-chō (1)	
			
Fukan-chō (2)			
牡丹紋様	牡丹紋様以外	牡丹紋様	牡丹紋様以外
軒丸瓦		軒平瓦	

図1 石垣島における琉球近世瓦瓦当紋表

石垣島における琉球近世瓦の分類

桃林寺①・・・個々の紋様要素の配置は黒石川Bと同様だが、表現が幾何学的で花としての意識が失われているものと考えられる。

子房：横長の長方形を呈し、無紋である。配置から子房が変容したものだと解釈される。

花弁：L字を横にした紋様が二対、さらに子房の左右に四角い紋様が配置される。配置から花弁が変容したものだと解釈される。また子房の上方には瓢箪形の紋様に替わり四角い紋様が配置される。

雌しべ：黒石川Bと同様だが、子房から離れ瓦当紋様の中心から伸びる。

桃林寺②・・・桃林寺①と個々の要素が一致し、同じ紋様の表現違いと考えられる。但し細部で異なる。

子房：桃林寺①と同様だが、幅が狭く正方形に近くなる。

花弁：桃林寺①と同様だが、最も大きな一対はより細く表現される。

雌しべ：桃林寺①と同様だが、枝分かれの二対の曲線が太くなり下に向かって伸びる直線と線の太さに差が無くなる。

<牡丹紋様以外>

石垣島の資料には牡丹紋様と解釈出来ないものもある。紋様を構成する個々の要素は幾何学的で、上述の資料と同様といえるが、配置は大きく異なり、一連の流れの上で解釈することは難しい。勿論将来的に架橋する資料が出てくる可能性もあろうが、本稿では牡丹紋様ではないものとして扱う。

観音堂①、桃林寺③

瓦当下半に伸びる縦の直線を瓦当の中央と下方で短い横線と長い横線が横切り、さらにその下方で縦の直線から伸びる一対の曲線が配置される。そして長い横線の向かって左側からは短い縦線が伸び、短い横線の右側には短い横線が配置される。瓦当上半は無紋である。観音堂①は瓦当の表面に範傷と推察される横方向の木目の傷が多く走り粗い。そして桃林寺③は一部長方形に剥ぎ取ったような粗い木目が見られ、別の紋様の瓦当範を彫り直して作成された可能性を考慮する必要がある。桃林寺③の木目の傷は縦方向に走る。

桃林寺④

先端が尖る縦の直線が瓦当面の上部から下に向かって伸び、左右に一対の曲線が伸びる。さらに縦線の下端は三叉に分かれ。左右に二対の丸い紋様が配置される。また紋様を囲む凸線が表現されるが、周縁は立ち上がりず表現されない。

蔵元B

完形資料が確認されず、全体の構成が不明だが、特異な紋様であるため紹介しておく。瓦当上端から左右に蔓上に伸びる一対の曲線と、その下方から下へ向かって伸びる一対の縦線、さらに縦線から枝分かれ左右に若干撓みながら伸びる一対の横線が確認される。

軒平瓦

<牡丹紋様II>

軒丸瓦と同様に、軒平瓦も瓦当紋様には牡丹紋様が用いられ、沖縄本島の分類を適用すれば牡丹紋様IIに該当する。

蔵元A

子房：横長の橢円で表現され、中に格子目が入る。上端が平坦に表現される。

花弁：子房からやや離れたところから一対が横に、もう一対が斜め下に伸び、さらに一枚が下に向かって伸びる。沖縄本島における軒平瓦の瓦当紋様に用いられた牡丹紋様IIは、子房から上に伸びる花弁が一枚表現されていたが、蔵元Aを含め本稿で扱う資料では何れも表現されない。横に伸びる一対は先端が丸く、また中に四本の横線が表現される。その下に配置され斜め下に伸びる一対は付け根から先端に行くほど幅が広がり、先端は二又に分かれる。横に伸びる一対よりもかなり大きい。また下向きの花弁の中には縦の線が表現される。

葉：輪郭にギザは表現されず、葉脈が葉から飛び出して伸びる。

黒石川A

子房：横長の橢円で表現され、中に格子目が入る。蔵元Aより横長に表現される。また上下端は直線的だがゆるやかな曲線で表現される。

花弁：蔵元Aと同様だが、やや細めに表現される。下向きの花弁の下にV字状の紋様要素が配置される。

葉：蔵元Aに比べ葉脈の数が少なく、葉から飛び出す長さは短い。またより太めに表現される。

蔵元B

子房：横長の橢円で表現される。格子目は表現されない。

花弁：黒石川Aと同様だが、線は表現されない。

葉：破損した資料しかないと判然としない。

桃林寺①・・・紋様要素の配置は牡丹紋様IIと同じであるが、個々の要素はかなり変容している。

石垣島における琉球近世瓦の分類

子房：横長の楕円から横長の長方形に置き換わる。格子目などは表現されない。

花弁：横に伸びる上方の一対は無紋の丸に置き換わり、斜め下向きに伸びる下方の一対は「つ」字に表現される。下向きの一枚はより細く表現される。

葉：斜め上方へ向かう棒状の表現に置き換わる。葉脈、ギザなどは表現されない。

<牡丹紋様以外>

軒丸瓦と同様、軒平瓦にも牡丹紋様とは解釈し難い紋様がある。但し本稿で扱う瓦当紋様は軒丸瓦と何れも共通しない。

蔵元C

中央に縦に伸びる直線が中途で二又に分かれて蔓状に左右に屈曲して伸び、その下に縦の直線が表現される。そして横に伸びやや撓む線が二対表現される。また平瓦と繋がる上方には周縁が残されるが、その他の部分は紋様を囲む凸線が表現されるのみで、周縁は表現されない。完形資料が確認されないためその他の部分は判然としない。瓦当の表面は範傷と推察される横方向の木目の傷だらけで粗い。

黒石川B

瓦当中央から下向きに伸びる縦の直線と、それを横切る横線三本が配置される。中段の横線は上方へ屈曲した横に伸びる。瓦当上半は無紋である。周縁は瓦当下半には表現されるが上半には表現されない。

諸特徴と牡丹紋様の組み合わせ

以上の瓦当紋様の紹介に加え、各々の瓦当紋様にどのような特徴が対応するのかについて見てみよう。筆者は既に沖縄本島の琉球近世瓦における軒瓦について以下のような分類案を提示した（石井 2006c）。アルファベットは葺き方に関する特徴、算用数字は流儀に関する特徴、ローマ数字は牡丹紋様の分類番号を示している。何れも先後関係を意味する記号ではない。

軒丸瓦：

瓦当接合角度直角・灰褐一陶範・範バリ未整形—牡丹紋様 I : A - 1 - I

瓦当接合角度直角・灰褐一木範・範バリを整形—牡丹紋様 II : A - 2 - II

瓦当接合角度鈍角・灰褐一木範・範バリを整形—牡丹紋様 II : B - 2 - II

瓦当接合角度鈍角・赤色一木範・範バリを整形—牡丹紋様 II : C - 2 - II

瓦当接合角度鈍角・赤色一木範・範バリを整形—牡丹紋様 III : C - 2 - III

瓦当接合角度鈍角・赤色一木範・範バリを整形—牡丹紋様 IV : C - 2 - IV

石井 龍太

瓦当接合角度鈍角・赤色一木範・範バリを整形一牡丹紋様V : C - 2 - V

軒平瓦 :

内面接合粘土厚・灰褐一陶範・範バリ未整形・瓦当裏ナデ斜一牡丹紋様 I : a - 1 - I

内面接合粘土厚・灰褐一木範・範バリ整形①・瓦当裏ナデ斜一牡丹紋様 II : a - 2 - II

内面接合粘土薄・灰褐一木範・範バリ整形①・瓦当裏ナデ横一牡丹紋様 II : b - 3 - II

内面接合粘土薄・赤色一木範・範バリ整形①・瓦当裏ナデ横一牡丹紋様 II : c - 3 - II

内面接合粘土薄・赤色一木範・範バリ整形②・瓦当裏ナデ横一牡丹紋様 II : c - 4 - II

この他黒塗のC, cが存在し、これをC-b, c-bという記号で示す。また彩色の無いC, cはC-r, c-rで示す。

以上の分類を参考しつつ、石垣島の軒瓦の分類を試みる。資料が豊富な状況とはとても言えないが、本稿で現時点での到達点を示しておくこととしよう。

軒丸瓦

葺き方に関する特徴

瓦当接合角度

本稿で取り上げた瓦当紋様を有する資料のうち、分類に耐えうるほど状態の良い資料に恵まれたのは桃林寺①、桃林寺②、観音堂①、桃林寺③、桃林寺④のみである。このうち、桃林寺①、桃林寺②は鈍角に接合され、観音堂①、桃林寺③、桃林寺④は直角に接合される。観音堂①の中には70度近い鋭角に接合されるものもある。

色調

確認し得た範囲で、蔵元Aは褐色、その他は全て赤色を呈する。前者は灰・褐色系、後者は赤色系に属すると判断される。

流儀に関する特徴

範の材質

何れの資料にも紋様と無関係に走る並行する凸線が確認された。中でも観音堂①や蔵元Bには著しい。これは木範の傷と推察される。陶範によると推察される範傷の見られる資料は確認されない。

範バリの有無

琉球近世瓦の瓦当範は瓦当の周縁外側までかぶるものに限られる。範に粘土を押し込んで瓦当を

石垣島における琉球近世瓦の分類

作り、丸瓦部、平瓦部をつけた後両者の接合を補うため裏面にさらに粘土を盛り付ける。この過程で粘土が範をあふれ、そのまま整形されずに焼成されると裏面側周縁付近にバリが残される。本稿ではこれを範バリと呼ぶ。石垣島の資料においては何れも範バリを瓦当面側になでつけて消そうとした痕跡が確認される。

紋様

これまで見てきたように、石垣島の琉球近世瓦の資料において、紋様のモチーフに牡丹が確認されており、何れも沖縄本島の分類で言うところの牡丹紋様Ⅱに該当する。但し向きは上下逆に接合されるものが多く、牡丹紋様以外の幾何学的な紋様も少なからず確認されている。

以上から、石垣島出土の軒丸瓦は

瓦当接合角度鈍角・赤色一木範・範バリを整形—牡丹紋様Ⅱ
に分類されるものと、

瓦当接合角度不詳・灰褐一木範・範バリを整形—牡丹紋様Ⅱ

瓦当接合角度不詳・赤色一木範・範バリを整形—牡丹紋様Ⅱ
に分類されるものが確認される。その他、

瓦当接合角度直角・赤色一木範・範バリを整形—牡丹紋様以外
に分類されるものが確認される。

軒平瓦

葺き方に関する特徴

内面接合粘土（瓦当と平瓦部を接合する際に瓦当裏側に盛り付ける粘土）の厚み

本稿で扱う石垣島の軒平瓦のうち、蔵元Aは瓦当と平瓦部の接合部が4cm前後と厚手である。その他は何れも接合部が4cmを下回り薄手である。

色調

蔵元Aは褐色のものが主体である。その他の瓦当紋様を有する資料は何れも赤色を呈する。

流儀に関する特徴

範の材質

軒丸瓦同様、軒平瓦の瓦当面にも紋様と無関係に走る並行する凸線が確認された。中でも蔵元C

は著しい。石垣島の琉球近世瓦は何れも木範が用いられていると推察される。

范バリの整形

石垣島の軒平瓦は何れも范バリを瓦当面側にナデつけて整形している。バリとしてヒレ状に残ることは少ないが、ナデ付けが甘く完全に縁と一体化せず隙間が出来ているものも見られる。整形する意識は高くないと考えられるため、ここでは范バリ整形①としておく。

瓦当裏面の調整

軒平瓦蔵元Aの裏面は左上がりの斜めナデが卓越する。石垣市立八重山博物館所蔵の名蔵窯表採資料には一点縦ナデの資料が確認される。一方黒石川Aは斜めナデのほか横ナデの資料、さらに縦ナデが確認され、中でも縦ナデが卓越する。但し横ナデも沖縄本島で見られるような強い指跡を残すものではなく、全体としては平滑な調整である。数も少ない。そして蔵元B、桃林寺①、蔵元C、黒石川Bは縦ナデが確認される。石垣島の軒平瓦における瓦当裏面の調整は、若干の例外を残すものの斜めナデと縦ナデに二分出来るといえよう。

紋様

軒丸瓦と同様、軒平瓦の紋様のモチーフにも牡丹が確認され、何れも沖縄本島の分類で言うところの牡丹紋様Ⅱに該当する。そしてそれ以外の幾何学的な紋様も少なからず確認されている。但し幾何学的な紋様は軒丸瓦と同種でない。

以上から、石垣島の軒平瓦は

内面接合粘土厚・灰褐-木範・范バリ整形①・瓦当裏ナデ斜-牡丹紋様Ⅱ

内面接合粘土薄・赤色-木範・范バリ整形①・瓦当裏ナデ縦-牡丹紋様Ⅱ

が確認される。その他、

内面接合粘土薄・赤色-木範・范バリ整形①・瓦当裏ナデ横-牡丹紋様以外
が確認される。

また石垣島で確認される琉球近世瓦全般に言えることとして、胎土に白色鉱物が多く混入していること、色調が赤色系の場合沖縄本島に比べて黒味がかかった赤色を呈すること、焼成に失敗し自然釉を吹いた資料が漆喰の付いた状態で確認され、そうした製品でも屋根に葺かれたと推察されること、が挙げられる。

考察

以上石垣島の琉球近世瓦について概観した。僅かな材料だが、以下沖縄本島の資料と比較しつつ考察する。

石垣島出土資料の瓦当紋様のうち牡丹をモチーフとしたものは、何れも牡丹紋様IIと解釈される。但し軒丸瓦においては牡丹紋様が上下逆転したものが多く、さらに逆転したまま石垣島独自の変遷を遂げる。

さらに葺き方、流儀に関する諸特徴と瓦当紋様の組み合わせについて、一覧に纏めると以下のようになる。

軒丸瓦

瓦当接合角度鈍角・赤色一木范・范バリを整形—牡丹紋様II : C - 2 - II

瓦当接合角度不詳・灰褐一木范・范バリを整形—牡丹紋様II : ?g - 2 - II

瓦当接合角度不詳・赤色一木范・范バリを整形—牡丹紋様II : ?r - 2 - II

瓦当接合角度直角・赤色一木范・范バリを整形—牡丹紋様以外

軒平瓦

内面接合粘土厚・灰褐一木范・范バリ整形①・瓦当裏ナデ斜—牡丹紋様II : a - 2 - II

内面接合粘土薄・赤色一木范・范バリ整形①・瓦当裏ナデ縦—牡丹紋様II : c - 6 - II

内面接合粘土薄・赤色一木范・范バリ整形①・瓦当裏ナデ縦—牡丹紋様以外

※ 「?g」、「?r」は葺き方に関する特徴のうち色調のみが判断出来ることを示す記号として用いる。

「?g」は灰・褐色系、「?r」は赤色系に属する。

沖縄本島の資料と比較すると、先ず瓦当紋様のモチーフに牡丹紋様が用いられ、さらに沖縄本島の瓦当紋様における牡丹紋様IIに類するものであることは注目される。そして牡丹紋様IIの中でも写実的な表現で牡丹紋様と明らかに分かるものではなく、変容が進み花としての意識が薄れたものであるといえる。そして沖縄本島と同様、石垣島においても軒丸瓦と軒平瓦とで瓦当紋様の変遷が異なることを確認しておきたい。そもそも図案化の出発点となる紋様が軒丸瓦と軒平瓦とで異なる以上、当然のことといえよう。

沖縄本島の牡丹紋様IIは、軒丸瓦においてはほぼ面的な表現に終始し図案化と割付の破綻が生じていく。石垣島の資料においても表現は沖縄本島と同様で面的なものが続く。一方図案化は沖縄本島と異なる独自の方向で進行していく。要素の少なさもあってか左右の割付が破綻するものは無い。また沖縄本島の軒平瓦においては面的な表現から細い線が入るより複雑で立体的な表現に変わるが、石垣島の資料においては表現は軒丸瓦と同様に面的なものに終始する。紋様の変遷はやはり沖縄本島と異なる独自の方向で進行していく。但し、繰り返しになるが、図案化の変遷はやはり軒

丸瓦と軒平瓦とでは異なる。

また沖縄本島の瓦当紋様の中には他の生産物と共有されたデザインが存在する。牡丹紋様Vの一部の紋様は紅型と瓦とで共通するとされる（上原 1994）。ここから、王国が生産管理する製品のデザインはどのように決定されるのかという問題が出てくることとなる。石垣島の資料の中で他の生産物と共有される紋様は今のところ確認されていない。しかしデザインの決定に関して同様の問題が存在しているのは間違いない。何故なら沖縄本島と石垣島とで瓦当紋様の変遷が異なることから、同じ王国内でありながら瓦当紋様の決定者が地域毎に異なる可能性が出て来るからである。意図的に沖縄本島と石垣島とで異なる紋様を使わせたのか、島毎或いは窯毎、製作集団毎に決定権を委ねた結果であるのか、様々な可能性が考えられるが今後の検討を要するところである。

個々の瓦当紋様について沖縄本島の資料と比較してみると、軒丸瓦では蔵元Aが子房、珠文、雌しへの点で沖縄本島の資料に最も近い。中でも雌しへに注目すべき大きな特徴があり、根元から二つに分かれる。沖縄本島の資料では軒丸瓦湧田古窯Sのみが同じ特徴を有する。軒丸瓦蔵元Aの瓦当と丸瓦部の接合角度は判然としないが、その他の要素は瓦当紋様も含め共通する。軒平瓦は沖縄本島の資料と近似したものが多いが、中でも蔵元Aの子房は上端が平坦な点で特徴的である。沖縄本島の牡丹紋様IIの中で、軒平瓦崇元寺Aが同じ特徴を有している。その他の点は、範バリの整形、色調、範の材質、瓦当裏の調整何れにおいても共通する。

上記の瓦群は沖縄本島の瓦と石垣島の瓦との関係を考察する上で重大な意味を持つものと予想される。実際文献上では石垣島の瓦生産には沖縄本島の技術者が関与していることが看取される（石井投稿中 a 他）。石垣島の瓦当紋様が沖縄本島と無関係に決められたとは考えにくい。本稿では瓦自体の考察に留めるが、これらの相違点と共通点をどれだけ評価するかは熟考を要するところであり、石垣島内の窯同士の関係、さらに沖縄本島の窯、具体的には湧田古窯、壺屋との関係を解明する手掛かりとなり得るものと考えている。

本稿ではほぼ瓦の分類のみに終始したが、それでも新たな問題点が浮かび上がってきた。本稿での結論も今後新出資料の出土によって幾度も再構成を迫られることとなろう。また具体的な生産・消費体制の動態について、瓦当紋様の分布の検証とも合わせて論じていく必要があろう。さらに瓦のみならず同時期の生産物、あるいは文献の渉獣まで必須となることだろう。本稿は琉球近世瓦研究の中の小さな一步に過ぎない。

<註>

- 1) 今回紹介する中には無いが、今後確認された場合小型の瓦當には小文字のアルファベットを、大型の瓦當には1と大文字のアルファベットを用いて呼称する。また軒平瓦のうち平面形が長方形あるいは台形を呈する板状の瓦が確認された場合には大文字に'をつけ区別する。個人収集資料など、出土遺跡が明らかでない資料には「仮称」と任意に振った数字との組み合わせのみで呼称する。この場合は仮称から呼称する。

石垣島における琉球近世瓦の分類

＜引用・参考文献＞

- 阿利直治 1992 「沖縄県石垣市山田平等窯址、慶田川窯址、黒石川窯址」『日本考古学年報 43(1990 年度版)』:632-635, 日本考古学協会編集
- 石井龍太 2006a 「琉球近世瓦関係文献資料の集成と諸問題の検証：琉球近世瓦の研究」『よのづち 浦添市文化部紀要』2:11-19, 浦添市教育委員会
- 石井龍太 2006b 「琉球近世瓦瓦当紋様の分類と編年試案：琉球近世瓦の研究その 2」『東京大学考古学研究室紀要』20:109-148, 東京大学考古学研究室
- 石井龍太 2006c 「琉球近世瓦の分類と編年試案：琉球近世瓦の研究その 3」『南島考古』25:41-49, 沖縄考古学会
- 石井龍太 投稿中 a 「八重山諸島における琉球近世瓦関係文献資料の集成と諸問題の検証：琉球近世瓦の研究」『よのづち 浦添市文化部紀要』3, 浦添市教育委員会
- 石井龍太 投稿中 b 「湧田古窯の再評価：湧田古窯跡の軒丸瓦」『南島考古』26
- 上原 静 1994 「首里城跡西のアザナ地区出土の明朝系瓦とその推移」『南島考古』14:153-186, 沖縄考古学会
- 上原 静 2005 「八重山諸島の窯業史における屋瓦の特質」『南島文化』27:109-133, 沖縄国際大学南島文化研究所編

＜報告書＞

石垣市教育委員会 1993 『黒石川(フーシナー)窯址発掘調査報告書 石垣貝塚発掘調査報告書』

石垣市教育委員会 1997 『蔵元跡発掘調査報告』

沖縄県教育庁文化課 1995 『生産遺跡分布調査(Ⅰ)：県内生産遺跡分布調査報告』沖縄県教育委員会

※図版に使用した拓本は全て筆者が採拓したもので、縮尺は五分の一である。軒丸瓦蔵元A, 黒石川A, 黒石川B, 蔵元B, 軒平瓦蔵元A, 黒石川A, 蔵元B, 蔵元C, 黒石川Bは石垣市教育委員会所蔵資料, その他は石垣市立八重山博物館所蔵資料である。